

議案番号	件名
提案課名	内容
議案第 5 1 号	三田市老人等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
国保医療課	<p><b>【関係法令】</b>  地方税法  兵庫県福祉医療費助成事業実施要綱</p> <p><b>【改正趣旨】</b>  地方税法及び兵庫県福祉医療費助成事業実施要綱の一部改正に伴い、医療費助成の受給資格認定について所要の規定の整備を行う必要が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p><b>【改正内容】</b>  重度障害者医療費助成事業については、受給資格を扶養義務者等の市民税所得割額によって判定しており、当該所得割額が 23 万 5 千円未満であることをその要件としている。判定に際しては、寄附金控除がある場合には「控除前」の所得割額を用いることとしており、ふるさと納税のワンストップ特例に係る寄附金控除がある場合についても、他の寄附金控除と同様に「控除前」の所得割額を用いることとするに当たり、関係規定（地方税法附則第 7 条の 2 第 4 項）を追加する。</p> <p><b>【施行期日】</b>  平成 29 年 7 月 1 日</p>